

「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募開始 ～積極的に就業支援に取り組む企業などを募集、2月3日（金）締切～

厚生労働省では、ひとり親家庭に対しての自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています。

子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子家庭の母、父子家庭の父の就業は困難な状況にあります。

この表彰は、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進すると同時に、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的に、平成18年から実施しています。今年度、表彰する企業は、平成29年3月に発表する予定です。

たくさんのご応募お待ちしております。

1 募集対象

以下の（1）又は（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に、雇用均等・児童家庭局長が表彰します。

（1）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等

- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
- ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
- ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
- ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業

- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
- ②母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額が一定程度であること
- ③重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ④過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

2 募集期間

平成28年12月6日（火）～平成29年2月3日（金）まで

3 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室宛てにFAXまたは郵送（当日消印有効）してください。

4 応募用紙【公募用】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室で配付します。
厚生労働省ホームページにも掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。

5 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話：03（5253）1111（内線7959） F A X：03（3595）2663

H P：右のQRコードからアクセスできます。

厚労省HP
はこちら↓

